

平成29年度 特定随意契約の発注見通し

発注課: 建設水道課

平成29年 4月 1日現在

契約の名称	契約の内容	契約期間 ・納入期限	場所	契約相手方の 決定方法	選定基準	発注時期
クリークの里石丸山公園管理業務	日常管理(巡回・清掃・花壇手入れ等)、緑化管理(草取り・草刈り・運搬)等を行う。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	クリークの里石丸山公園(大木町大字大角1426番地)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履行できること。	4月
道路等の維持管理業務	町道の舗装補修・砂利散布・草刈り、町有水路の木柵補修等を行う。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	大木町内	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履行できること。	4月
木佐木小学校南側水辺公園清掃業務	公園及びトイレの清掃等を行う。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	木佐木小学校南側水辺公園(大木町大字八町牟田623番地1)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履行できること。	4月
大莞小学校南側公園清掃業務	公園の清掃等を行う。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	大莞小学校南側公園(大木町大字三八松4026番地3)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履行できること。	4月
大木町水道事業 水道メーター検針業務委託	年間6回1週間かけて大木町内水道使用者の水道メーター検針を行う。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	大木町内	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履行できること。	4月